



鳥取県公報

平成 26 年 1 月 14 日 (火)
第 8 5 6 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (34) (原子力安全対策課) 2
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (35) (東部振興課) 2
	農作物共済に係る業務の規模の基準 (36) (農政課) 2
	公の施設の指定管理者の指定 (37) (生産振興課) 3
	開発行為に関する工事の完了 (38) (西部総合事務所生活環境局) 3
	農業振興地域の整備に関する法律による交換分合計画の認可の申請 (39) (東部農林事務所) 4
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (1) 4
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (1) (教育総務課) 4

告 示

鳥取県告示第34号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年1月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
「鳥取県原子力」WEBサイト構築・保守運用業務企画提案書評価委員会	「鳥取県原子力」WEBサイト構築・保守運用業務に係る受託者の選定に関する事項	平成26年1月14日から同年3月31日まで	原子力安全対策課

鳥取県告示第35号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成26年3月7日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年1月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日
平成26年1月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人智頭町森のようちえんまるたんぼう
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
西村 佐栄子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
八頭郡智頭町大屋407
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は智頭町内外の子どもを対象に、智頭町の森をフィールドとし、基本方針に従い丈夫な体としなやかな心づくりに寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
 - (1) 事業
 - (2) 理事会の招集
 - (3) その他所要の規定の整備

鳥取県告示第36号

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第16条第1項ただし書の規定に基づき、農作物共済に係る業務の規模

の基準を次のとおり定めたので、農業災害補償法施行令（昭和22年政令第299号）第1条の5第2項の規定により告示する。

平成12年鳥取県告示第421号（農作物共済に係る業務の規模の基準について）は、廃止する。

平成26年 1 月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

共済目的	業務の規模の基準
水稻	耕作面積 25アール
陸稲	耕作面積 10アール
麦	耕作面積 30アール

附 則

この告示は、平成27年産の水稻、陸稲及び麦に係る耕作の業務から適用し、平成26年産以前の年産の水稻、陸稲及び麦に係る耕作の業務については、なお従前の例による。

鳥取県告示第37号

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年 1 月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする 公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の 所在地	指定の期間
鳥取県立鳥取二十世紀梨 記念館	一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 衣笠 克則 鳥取市栄町606	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで

鳥取県告示第38号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成26年 1 月14日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成25年12月2日 鳥取県指令第201300137997号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字日吉津
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市皆生四丁目3-6
石飛 貴之

鳥取県告示第39号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条の2第3項の規定に基づき、八頭町長職務代理人から交換分合計画の認可の申請があったので、同法第13条の5において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第99条第5項の規定により告示し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成26年1月14日

鳥取県東部農林事務所長 中 村 均

- 1 縦覧に供する書類の名称
農用地等交換分合計画書（八頭町稲荷地区）
- 2 縦覧の期間
平成26年1月14日から同年2月13日まで
- 3 縦覧に供する場所
鳥取県東部農林事務所農林業振興課（鳥取市立川町六丁目176）

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第1号**

平成26年第1回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成26年1月14日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成26年1月20日（月） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
(1) 専決処分の承認について
(2) その他

教育委員会告示**鳥取県教育委員会告示第1号**

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成26年1月14日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成26年1月17日（金）午後1時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
(1) 「鳥取県幼保小連携カリキュラム」の開発について

(2) その他